

# 大泉町二丁目町会会則

## 第 1 章 名称及び目的

(名称及び事務所)

第 1 条 本会は大泉町二丁目町会と称する。

第 2 条 本会は大泉町二丁目居住者で、趣旨に賛同する者を以て組織する。  
事務所は会長宅に置く。

(目的)

第 3 条 本会は会員相互の親睦と融和を図り、福祉増進と地域社会の発展に努め、文化的な住みよい町づくりに貢献することを目的とする。

## 第 2 章 事業及び構成

(組織)

第 4 条 本会は前条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

「防犯」、「防災防火」、「交通安全」、「青少年育成」、「環境衛生」、「慶弔」など。

上記の事業を外部団体と連携をとり、推進達成に努める。

第 5 条 本会は前条の事業を円滑に推進するため、以下の部制を置く。

「防犯部」、「防災防火部」、「交通安全部」、「青少年育成部」、「環境衛生部」

各部は関係官公署並びに、その外郭団体の援助、協力により、それぞれ自主的に活動を行う。

## 第 3 章 役員

(役員及び役割)

第 6 条 本会に以下の役員を置く。任期を二カ年とする。但し再任を妨げない。

「会長 1名」、「副会長 1~3名」、「会計 2名」、「監事 2名」、

「理事 若干名」、「班長 若干名」

第 7 条 会長、副会長、会計及び監事は総会で選任する。

理事は各班の分担地域より選任する。班長は各班より選出する。

第 8 条 会長は本会を代表し会務を総理して、理事会および班長会の議長となる。

副会長は会長を補佐し会長事故あるときは、会務を代理する。

理事は会務を掌理する。会計は経理を処理する。

監事は会計を監査する。

第 9 条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。顧問および相談役は役員会に諮り会長が委嘱する。

## 第 4 章 会議

(会議)

第 10 条 会議は総会、理事会及び班長会とする。

会議の決議は、出席者(委任状を含む)の過半数以上の賛成を必要とする。

## 第 5 章 会費

(会計)

第 11 条 本会の経費は会費及び各種行政助成金、その他寄付金等により賄う。

本会の会費は、年額2,000円也とする。尚、特別会員会費は年額 20,000 円也とする。

本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日迄とする。

### 付 則

この会則は、総会の決議を経なければ変更することができない。

昭和55年7月20日	施行
昭和59年5月20日	一部改正
平成3年5月12日	〃
平成10年5月10日	〃
令和8年5月17日	〃